

平成25年度決算 公営企業の資金不足比率の状況

鹿児島県 十島村	船舶交通特別会計	6.8
	簡易水道特別会計	—
経営健全化基準		20.0

十島村の公営企業
船舶交通事業(法非適用企業)
簡易水道事業(法非適用企業)

企業会計の経営状況は健全です。

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく、平成25年度決算における十島村の公営企業会計の資金不足比率は、経営健全化基準の範囲内となっています。
- 資金不足比率が基準を超えた場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化に取り組まなければならないこととなっています。経営健全化団体になると料金やサービスの見直しが必要となります。

指標の説明

- 資金不足比率

- 公営企業の料金等の収入の規模に対する資金不足額の程度を示します。数値が大きいほど経営状況が深刻化していることを表します。
- 平成25年度の十島村における公営企業は、船舶交通特別会計、及び簡易水道特別会計ともに経営健全化基準の範囲内となっています。
- 船舶交通特別会計においては、次のように赤字が発生していますが、これは、国や県から交付される補助金に算入される期間が平成24年10月から平成25年9月までとなっているため、平成25年7月から開始された全便名瀬便化や住民割引制度で増加した10月以降の経費が算入されていないことが大きな要因です。来年度は、これらの経費が算入され、正常化する見込みです。

船舶交通特別会計 歳入歳出差引額 △19,286千円

簡易水道特別会計 歳入歳出差引額 0千円